

工事関係特記事項

1. 総則

- (1) 関係法規、条例及び規則等を遵守すること。
- (2) 工事の施行に要する電気及び水道は、原則として、工事に仮設すること。
- (3) 工事に仮設便所を設けること。
- (4) 工事範囲は、関係者以外の立入りを禁止し、仮囲いを設けること。
- (5) あらかじめ現場責任者を定め、発注者に届け出るものとし、工事現場の安全管理を図るとともに、発注者との連絡体制を確保すること。

2. 公衆災害の防止

- (1) 工事期間中は、公害、災害及び危険の防止等に最善の対策を行い、施工すること。
- (2) 工事に当たっては、低騒音・低振動型施工機械等を使用すること。
- (3) 工事期間中、交通整理員を常駐させること。ただし、発注者と協議をすることで変更することができる。

3. 過積載車両の排除

工事現場に出入りする車両に、積載違反をさせないこと。

4. 現場等の美化推進

- (1) 工事現場に出入りする車両は、美化推進に努力し、工事現場内及び進入路等を汚損した場合は、速やかに清掃すること。
- (2) 工事現場内及び進入路等は、定期的に清掃を行い、第三者に不快感を与えないように努力すること。

5. 作業時間の制限

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに夜間の作業は、原則としてしないこと。
- (2) 作業日及び作業時間は、学校行事等に支障がないよう学校と調整し決定すること。

6. 事故及び苦情処理

事故が発生した場合又は苦情が申し立てられた場合は、速やかに対応し、その内容を、教育総務課及び学校に連絡すること。

7. 第三者の安全確保

工事車両の通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するとともに、騒音、振動、防塵等について学校及び近隣に配慮した計画を立て、特に、児童及び職員並びに来校者の安全確保に細心の注意を払うこと。

8. 設計の注意事項

- (1) 契約後、発注者の確認を受けた上で、速やかに、許可申請、計画変更通知などの手続を行うこと。
- (2) 材料及び寸法等については、設計図及び仕様書を基本とするが、組立て建物本体の材料及び寸法等については、各メーカーの仕様によるものとする。
- (3) 工事の施行に当たっては、次に掲げる仕様書等であって、契約日現在において最新のものによること。
 - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- (4) 着工前に地盤調査を行い、基礎は各メーカーで準ずる地耐力以上を確保するものとする。
- (5) 室内の化学物質の環境測定を行い、基準値以下であることを確認し、引渡しをするものとする。

9. 工事影響の被害

工事の施行に起因する構造物の被害については、相手方と協議の上、賃貸者の責任において原状に復旧すること。

10. その他

- (1) 第三者災害及び労務災害のないよう、作業時間中又は作業時間外を問わず、十分な計画の基に、安全管理に努めること。
- (2) 各製品等については、仕様書等に記載のものと同等以上のものとする。
- (3) 仕様書等に記載していない諸設備等で、各種法令に基づき必要となるものは、全て賃貸借に含むものとする。

11. 電気設備工事

- (1) 構内配電線路設備
- (2) 動力設備
- (3) 電灯設備（普通教室は、照度机上500luxを確保すること。）
- (4) コンセント設備
- (5) 構内通信線路設備（賃貸借期間中に使用する既存校舎と円滑に接続すること。）
- (6) 火災報知設備
- (7) 放送設備（賃貸借期間中に使用する既存校舎と円滑に接続すること。）
- (8) その他、図面に記載のある設備

1 2. 機械設備工事

- (1) 空調設備（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の建築設備設計基準を基に設置すること。）
- (2) 換気設備
- (3) その他、図面に記載のある設備